

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第五号

山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

山梨県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年山梨県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条を第二十条とし、第十六条の次に次の三条を加える。

（電磁的記録の保存の方法）

第十七条 条例第十条第二項の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってきた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

（電磁的記録の作成の方法）

第十八条 条例第十一条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法）

第十九条 条例第十二条第二項の規則で定める方法は、同条第一項の書面に係る電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第六号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

技能労務職員の給与に関する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「五の級」を「四の級」に改め、同条に次の一項を加える。

2 技能労務職員の職務の級を決定する場合には必要な資格は、別表第三の級別資格欄のとおりとする。

第五条第一項中「に定める級別資格・初任給基準表」を「の初任給欄」に改める。

第五条の二中「一般職員」を「山梨県職員給与条例別表第一行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以下であるもの」に、「山梨県職員給与条例第八条の第五項」を「同条例第八条の第五項」に改める。

第七条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項の表の自動車整備業務従事手当の項中「勤務一月につき五千三百円」を「業務に従事した日一日につき二百五十円」に改め、同表早朝勤務手当の項を次のように改める。

特殊自動車運転 転等作業手当	道路交通法施行規則（昭和三十五年 総理府令第六十号）第二条の表に定 める大型特殊自動車又は大型自動車 の運転作業、大型特殊自動車による 農耕作業等の業務に従事した技能労 務職員	業務に従事した日一日につき 二百七十円（業務に従事した 時間が四時間に満たない場合 は百六十二円）
-------------------	---	--

第七条の二中「別表第六」を「別表第五」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。
第七条の三中「別表第六」を「別表第五」に改める。

第八条中「別表第八特定級表（以下「特定級表」という。）に定める職務の級」とあるのは、「二級」と、「別表第八の二特定号給表」を「別表第八」に、「別表第五特定号給表」を「別表第六」に改め、同条に次の一項を加える。

2 技能労務職員の退職手当の額及び支給方法その他退職手当に関し必要な事項は、山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、山梨県職員の退職手当に関する規則（昭和六十二年山梨県人事委員会規則第十五号）第五条の四中「別表」とあるのは、「技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県規則第六十一号）別表第七」とする。

第九条中「調整手当」を「地域手当」に改める。
別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一(第三条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	120,200	194,800	247,700	279,700
	2	121,100	196,200	249,100	281,600
	3	122,000	197,600	250,500	283,500
	4	122,900	199,000	251,900	285,400
	5	123,900	200,500	253,100	287,300
	6	124,900	202,000	254,400	289,200
	7	125,900	203,500	255,700	291,100
	8	126,900	205,000	257,000	293,000
	9	127,700	206,500	258,100	294,700
	10	128,700	208,100	259,400	296,500
	11	129,700	209,700	260,700	298,300
	12	130,700	211,300	262,000	300,100
	13	131,500	212,700	263,100	301,700
	14	132,500	214,400	264,300	303,400
	15	133,500	216,100	265,500	305,100
	16	134,500	217,800	266,700	306,800
	17	135,600	219,300	267,900	308,400
	18	136,800	220,500	269,100	310,100
	19	138,000	221,700	270,300	311,800
	20	139,200	222,900	271,500	313,500
	21	140,300	224,200	272,500	315,000
	22	141,500	225,800	273,600	316,500
	23	142,700	227,400	274,700	318,000
	24	143,900	229,000	275,800	319,500
	25	145,100	230,700	276,900	321,100
	26	146,600	232,200	278,000	322,600
	27	148,100	233,700	279,100	324,100
	28	149,600	235,200	280,200	325,600
	29	151,000	236,600	281,300	327,200
	30	152,500	238,000	282,400	328,500
	31	154,000	239,400	283,500	329,800
	32	155,500	240,800	284,600	331,100
	33	157,000	242,100	285,500	332,400
	34	158,800	243,500	286,600	333,700
	35	160,600	244,900	287,700	335,000
	36	162,400	246,300	288,800	336,300
	37	164,200	247,600	289,700	337,600
	38	165,900	249,000	290,700	338,900
	39	167,600	250,400	291,700	340,200
	40	169,300	251,800	292,700	341,500
	41	171,200	253,000	293,600	342,700
	42	172,700	254,300	294,600	343,900

	43	174,200	255,600	295,600	345,100
	44	175,700	256,900	296,600	346,300
	45	177,100	258,000	297,400	352,800
	46	178,600	259,200	298,300	354,400
	47	180,100	260,400	299,200	356,000
	48	181,600	261,600	300,100	357,600
	49	183,100	262,900	301,000	359,300
	50	184,400	264,100	301,900	360,500
	51	185,700	265,300	302,800	361,700
	52	187,000	266,500	303,700	362,900
	53	188,400	267,600	304,500	363,900
	54	189,600	268,800	305,300	365,000
	55	190,800	270,000	306,100	366,100
	56	192,000	271,200	306,900	367,200
	57	193,300	272,200	307,700	368,100
	58	194,600	273,300	308,500	368,800
	59	195,900	274,400	309,300	369,500
	60	197,200	275,500	310,100	370,200
	61	198,300	276,600	310,700	370,800
	62	199,600	277,700	311,400	371,500
	63	200,900	278,800	312,100	372,200
	64	202,200	279,900	312,800	372,900
	65	203,600	281,000	313,500	373,400
	66	204,900	281,900	314,100	374,100
	67	206,200	282,800	314,700	374,800
	68	207,500	283,700	315,300	375,500
	69	208,800	284,600	316,000	376,000
	70	210,100	285,400	316,500	376,700
	71	211,400	286,200	317,000	377,400
	72	212,700	287,000	317,500	378,100
	73	213,800	287,900	317,800	378,600
	74	215,200	288,700	318,300	379,300
	75	216,600	289,500	318,800	380,000
	76	218,000	290,300	319,300	380,700
	77	219,200	291,100	319,600	381,200
	78	220,500	291,700	320,000	381,800
	79	221,800	292,300	320,400	382,400
	80	223,100	292,900	320,800	383,000
	81	224,200	293,400	321,300	383,700
	82	225,400	294,000	321,700	384,300
	83	226,600	294,600	322,100	384,900
	84	227,800	295,200	322,500	385,500
	85	229,000	295,700	322,900	386,200
	86	230,200	296,300	323,300	386,800
	87	231,400	296,900	323,700	387,400
	88	232,600	297,500	324,100	388,000
	89	233,800	297,900	324,400	388,700
	90	235,000	298,400	324,800	389,300
	91	236,200	298,900	325,200	389,900

再任
用職
員以
外の
職員

92	237,400	299,400	325,600	390,500
93	238,600	299,900	325,900	391,200
94	239,600	300,400	326,300	
95	240,600	300,900	326,700	
96	241,600	301,400	327,100	
97	242,700	301,800	327,400	
98	243,700	302,300	327,800	
99	244,700	302,800	328,200	
100	245,700	303,300	328,600	
101	246,700	303,700	328,900	
102	247,600	304,100		
103	248,500	304,500		
104	249,400	304,900		
105	250,400	305,300		
106	251,200	305,700		
107	252,000	306,100		
108	252,800	306,500		
109	253,600	306,900		
110	254,200	307,300		
111	254,800	307,700		
112	255,400	308,100		
113	255,900	308,400		
114	256,400	308,800		
115	256,900	309,200		
116	257,400	309,600		
117	258,000	309,900		
118	258,500	310,300		
119	259,000	310,700		
120	259,500	311,100		
121	259,900	311,400		
122	260,200	311,800		
123	260,500	312,200		
124	260,800	312,600		
125	261,200	312,800		
126	261,600	313,200		
127	262,000	313,600		
128	262,400	314,000		
129	262,600	314,200		
130	263,000	314,600		
131	263,400	315,000		
132	263,800	315,400		
133	264,200	315,600		
134	264,600			
135	265,000			
136	265,400			
137	265,600			
138	265,900			
139	266,200			
140	266,500			

	141	266,900			
	142	267,200			
	143	267,500			
	144	267,800			
	145	268,100			
	146	268,400			
	147	268,700			
	148	269,000			
	149	269,300			
	150	269,600			
	151	269,900			
	152	270,200			
	153	270,500			
	154	270,800			
	155	271,100			
	156	271,400			
	157	271,700			
	158	272,000			
	159	272,300			
	160	272,600			
	161	272,800			
	162	273,100			
	163	273,400			
	164	273,700			
	165	273,800			
	166	274,100			
	167	274,400			
	168	274,700			
	169	274,800			
	170	275,100			
	171	275,400			
	172	275,700			
	173	275,800			
	174	276,100			
	175	276,400			
	176	276,700			
	177	276,800			
再任用職員		201,500	226,400	247,700	279,600

別表第二（第四条関係）

職務の級分類表

職務の級	職務の基準
一級	技能労務職員の職務
二級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能労務職員の職務
三級	1 守衛長、副守衛長、主任守衛、主任技術員、主任技能員、主任文書事務員及び主任診療報酬計算員の職務 2 高度の経験を必要とする業務を行う主任業務員及び主任看護助手の職務 3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行うその他の技能労務職員の職務
四級	1 自動車管理事務所次長の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う守衛長、副守衛長、主任守衛、主任技術員、主任技能員、主任文書事務員及び主任診療報酬計算員の職務 3 特に高度の経験を必要とする業務を行う主任業務員及び主任看護助手の職務

別表第三（第四条、第五条関係）

級別資格・初任給基準表

基準学歴	級別資格				初任給
	一級	二級	三級	四級	
高校卒	七	七	別に定め	別に定め	一級二十五号給から一級五十六号給まで
中学卒	〇	別に定め	別に定め	別に定め	一級九号給から一級四十号給まで

備考

1 基準学歴欄の適用については、別に定める年齢別最低保障による場合を除き、

「高校卒」の区分によるものとする。この場合において、基準学歴以外の学歴を有する者については、一般職員の例により修学年数の調整を行うものとする。
 2 この表の初任給欄の適用については、部内の他の職員との均衡を考慮して同欄の号給の範囲内で初任給を決定するものとする。ただし、次の表の経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

経験年数	初任給
八年以上十七年未満	一級五十七号給から一級八十号給まで
十七年以上	一級八十一号給

注 経験年数欄の経験年数は、第一項の規定による「高校卒」後のものとする。

別表第四（第六条関係）

給料の調整基本額表

職務の級	調整基本額
一級	七、〇〇〇円
二級	八、四〇〇円
三級	八、七〇〇円
四級	九、八〇〇円

別表第五（第七条の二、第七条の三関係）

職務段階別加算表

技能労務職員の区分	割合
職務の級四級の技能労務職員（知事が定める技能労務職員に限る。）	百分の十

職務の級四級の技能労務職員(前項に該当する技能労務職員を除く。)並びに職務の級三級の技能労務職員(知事が定める技能労務職員に限る。)

百分の五

別表第六 昇格時号給対応表（第八条関係）

技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	1	1	10
27	1	1	11
28	1	1	12
29	1	1	13
30	1	2	13
31	1	3	14
32	1	4	14
33	1	5	15
34	1	6	15
35	1	7	16
36	1	8	16
37	1	9	17
38	1	10	17
39	1	11	18
40	1	12	18
41	1	13	19
42	1	14	19
43	1	15	20
44	1	16	20
45	1	17	21
46	1	18	22
47	1	19	23

48	1	20	24
49	1	21	25
50	2	22	25
51	3	23	26
52	4	24	26
53	5	25	27
54	6	26	27
55	7	27	28
56	8	28	28
57	9	29	29
58	10	30	29
59	11	31	30
60	12	32	30
61	13	33	31
62	14	34	31
63	15	35	32
64	16	36	32
65	17	37	33
66	18	38	33
67	19	39	33
68	20	40	34
69	21	41	34
70	22	42	34
71	23	43	35
72	24	44	35
73	25	45	35
74	26	46	36
75	27	47	36
76	28	48	36
77	29	49	37
78	30	50	37
79	31	51	37
80	32	52	37
81	33	53	38
82	33	54	38
83	34	55	38
84	34	56	38
85	35	57	39
86	35	58	39
87	36	59	39
88	36	60	39
89	37	61	40
90	38	61	40
91	39	62	40
92	40	62	40
93	41	63	41
94	42	63	41
95	43	64	41
96	44	64	42
97	45	65	42
98	46	65	42
99	47	66	43
100	48	66	43
101	49	67	43

102	49	67	
103	50	68	
104	50	68	
105	51	69	
106	51	70	
107	52	71	
108	52	72	
109	53	73	
110	53	73	
111	54	74	
112	54	74	
113	55	75	
114	55	75	
115	56	76	
116	56	76	
117	57	77	
118	57	78	
119	58	79	
120	58	80	
121	59	81	
122	59	82	
123	60	83	
124	60	84	
125	61	85	
126	61	85	
127	61	86	
128	62	86	
129	62	87	
130	62	87	
131	63	88	
132	63	88	
133	63	89	
134	64		
135	64		
136	64		
137	65		
138	65		
139	65		
140	65		
141	66		
142	66		
143	66		
144	66		
145	67		
146	67		
147	67		
148	67		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		
154	69		
155	69		

156	69		
157	70		
158	70		
159	70		
160	70		
161	71		
162	71		
163	71		
164	71		
165	72		
166	72		
167	72		
168	72		
169	73		
170	73		
171	73		
172	74		
173	74		
174	74		
175	75		
176	75		
177	75		